○消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の六第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第四条の五第一項に規定する登録確認機関として登録した一般財団法人日本繊維製品品質技術センターから確認を行おうとする防炎対象物品又はその材料の変更の届出があったので、同令第四条の六第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十四年七月二十三日

消防庁長官　久保　信保

一　変更後の確認を行う防炎対象物品又はその材料

イ　カーテン、布製のブラインド、暗幕、じゅうたん等（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の三第三項に規定するじゅうたん等をいう。）及びどん帳その他舞台において使用する幕並びに工事用シート並びにこれらの材料

ロ　展示用の合板及び舞台において使用する大道具用の合板

二　変更の日

平成二十四年七月十一日

○法務省告示第二百九十一号

兵庫県尼崎市役所保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年八月二十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

○文化庁告示第二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として大阪市を指定する。

平成二十四年七月二十三日

文化庁長官　近藤　誠一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
大江橋及び淀屋橋	二基	平成二十年十二月二日文部科学省告示第百七十二号	国（国土交通省）	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目・同北区中之島二丁目・同中央区北浜四丁目
大江橋淀屋橋					

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、尼崎市役所又は神戸地方法務局尼崎支局に照会すること。

平成二十四年七月二十三日

法務大臣　滝　実

兵庫県尼崎市戸ノ内六百二十一番地　生田　冨美

○法務省告示第二百九十二号

次の難民認定証明書は、効力を失ったので、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の七第二項の規定により告示する。

平成二十四年七月二十三日

法務大臣　滝　実

難民認定証明書の番号及び日付

東15―135　平成17．7．28．

東15―181　平成17．7．28．

○厚生労働省告示第四百三十六号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月二十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

登録番号	氏名又は名称	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
四三	社団法人熊本県薬剤師会	熊本県熊本市中央区本荘三丁目二番十九号	理化学試験	平成二十四年六月三十日

○厚生労働省告示第四百三十七号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月二十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	登録をした日
一七七	株式会社再春館安心安全研究所	熊本県熊本市中央区本荘三丁目二番一九号	熊本県熊本市中央区本荘三丁目二番一九号	理化学試験	平成二十四年七月十日

○農林水産省告示第千七百七十二号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十六年農林省令第五号）第二十四条第二項の規定に基づき、北太平洋さんま漁業につき報告すべき事項及び方法を次のように定め、平成二十四年八月一日から施行する。

平成二十四年七月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

北太平洋さんま漁業について漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項の許可を受けた船舶の船長は、次の表の上欄に掲げる事項を、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、農林水産大臣に報告しなければならない。

報告すべき事項	報告の方法
日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号）第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業を行った航海中の船舶の位置	汎地球測位システム測量機により一時間ごとに記録した船舶の位置を漁業監督官が次の航海の開始までの間に要求した場合に当該要求に従って報告すること。

○農林水産省告示第千七百七十三号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十八条の二第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十五日農林水産省告示第九百六十五号（操業日誌の記載義務について海域、記載時期及び記載事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

表の前に次のように加える。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十八条の二第一項の農林水産大臣が定める海域、記載時期及び記載事項は、次の表のとおりとする。

表遠洋底びき網漁業の項記載事項の欄第四号中「漁獲数量」を「漁獲量」に改め、同項の前に次のように加える。

沖合底びき網漁業	
日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号）第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	上欄の海域で操業を行った航海における全ての操業につき帰港までの間	一　操業年月日 二　投網の場所及び時刻 三　揚網の時刻 四　揚網ごとの魚種別漁獲量